

- 3 八については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。注7において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 4 居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画（指定障害福祉サービス基準第26条第1項（指定障害福祉サービス基準第48条第1項において準用する場合を含む。）に規定する居宅介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。
- (1) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数
- (2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数
- (一) 所要時間3時間未満の場合 第2の1に規定する所定単位数
- (二) 所要時間3時間以上の場合 550単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数
- 6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。
- (1) 別に厚生労働大臣が定める者が通院介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数
- (2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数
- (一) 所要時間3時間未満の場合 第2の1に規定する所定単位数
- (二) 所要時間3時間以上の場合 550単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数
- 7 八については、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 8 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 9 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

- 10 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護につき所定単位数を算定する。
- 11 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 12 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第9の1の口の経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。）若しくは旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。）を受けている間又は児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）に入所（通所による入所を含む。）している間は、居宅介護サービス費は、算定しない。
- 2 利用者負担上限額管理加算 150単位
- 注 指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- 第2 重度訪問介護
- 1 重度訪問介護サービス費
- | | |
|-----------------------|--------------------------------------------------|
| イ 所要時間1時間未満の場合 | 160単位 |
| ロ 所要時間1時間以上2時間未満の場合 | 320単位 |
| ハ 所要時間2時間以上3時間未満の場合 | 480単位 |
| ニ 所要時間3時間以上4時間未満の場合 | 640単位 |
| ホ 所要時間4時間以上5時間未満の場合 | 790単位 |
| ヘ 所要時間5時間以上6時間未満の場合 | 940単位 |
| ト 所要時間6時間以上7時間未満の場合 | 1,090単位 |
| チ 所要時間7時間以上8時間未満の場合 | 1,240単位 |
| リ 所要時間8時間以上12時間未満の場合 | 1,392単位に所要時間8時間から計算して所要時間1時間を増すごとに152単位を加算した単位数 |
| 又 所要時間12時間以上16時間未満の場合 | 1,991単位に所要時間12時間から計算して所要時間1時間を増すごとに143単位を加算した単位数 |
| ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 | 2,572単位に所要時間16時間から計算して所要時間1時間を増すごとに152単位を加算した単位数 |
| ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 | 3,171単位に所要時間20時間から計算して所要時間1時間を増すごとに143単位を加算した単位数 |
- 注1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する利用者に対して、重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2及び第3において同じ。）時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者（3において「指定重度訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置かれる従業者（注7において「重度訪問介護従業者」という。）が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。
- (1) 区分4（区分省令第2条第4号に掲げる区分4をいう。以下同じ。）以上に該当していること。